

東京都交通局談合情報取扱要綱

	9交経第314号
	平成9年6月1日
改正	9交経第1082号
	平成10年3月10日
改正	12交総第2851号
	平成13年3月30日
改正	13交総第2777号
	平成14年3月29日
改正	15交総第2276号
	平成16年3月30日
改正	22交資第765号
	平成22年7月7日
改正	27交資第2603号
	平成28年3月31日
改正	2交資第253号
	令和2年4月28日

第1 目的

この要綱は、東京都交通局（以下「局」という。）発注の契約に係る談合情報に関する取扱いを定め、もって局が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、局発注に係るすべての契約（以下「局発注契約」という。）に適用する。

第3 談合情報検討委員会の設置等

1 局発注契約に係る談合情報に的確に対処するため、次のとおり局に談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。なお、必要があるときは、局長が臨時に委員を指名することができる。

委員長 総務部長

委員 職員部長

資産運用部長

企画担当部長

総務部総務課長

資産運用部会計課長

資産運用部契約課長

(2) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

2 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会を開くことができない。

3 委員会は、談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4 入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、局発注契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信ぴょう性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

資産運用部長は、談合情報について委員会で調査の必要があると認めるときは、当該入札に参加しようとする者あるいは入札に参加した者(以下「入札参加者等」という。)のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取しなければならない。

3 入札執行の是非の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、2の事情聴取を終了したときは、入札執行の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴取及び入札の執行

(1) 資産運用部長は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者等から誓約書を徴取するとともに、入札執行後談合の事実が明らかになった場合は、入札を無効にする旨を知らせた上で入札を執行する。

(2) (1)の場合において、資産運用部長は、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し積算内訳の提出を求め内容を審査する。

(3) 積算内訳の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、5により対応しなければならない。

5 入札の取止め

資産運用部長は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、東京都交通局競争入札参加者心得第3条の(4)を適用し、入札を取り止めなければならない。この場合、入札参加者等の応札結果の保全に努める。

6 公正取引委員会等への連絡

資産運用部長は、調査を行った談合情報について、別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第5 入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報の調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、局発注契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信ぴょう性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

資産運用部長は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取しなければならない。

3 契約締結の是非の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、2の事情聴取を終了したときは、契約締結の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しな

なければならない。

4 誓約書の徴取及び契約締結

資産運用部長は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から誓約書を徴取するとともに、契約締結後談合の事実が明らかになった場合は、契約を解除することがある旨を知らせた上で落札者と契約を締結する。

5 契約締結の取止め

資産運用部長は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、東京都交通局競争入札参加者心得第13条を適用し、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

6 公正取引委員会等への連絡

資産運用部長は、調査を行った談合情報について別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第6 契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報の調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、局発注契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について、別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信ぴょう性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

資産運用部長は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該契約の相手方及び入札参加者のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取しなければならない。

3 契約解除の是非の判断

(1) 委員会への付議

資産運用部長は、2の事情聴取を終了したときは、契約解除の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、資産運用部長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる証拠の有無により、契約解除の是非について審議しなければならない。

4 誓約書の徴取及び契約の履行の継続

資産運用部長は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札参加者から誓約書を徴取するとともに、これ以後談合の事実が明らかになった場合は、契約を解除することがある旨を知らせた上で契約の履行を継続する。

5 契約の解除

資産運用部長は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。

6 公正取引委員会等への連絡

資産運用部長は、調査を行った談合情報について別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第7 再発注時の取扱い

資産運用部長は、第4の5、第5の5あるいは第6の5に基づき、入札の取止め、契約締結の取止めあるいは契約の解除を行った後、当該契約案件の再発注を行う場合は、当初の入札よりも指名業者数を増やすなどの取組を行う。

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

談合情報検討委員会議案兼報告書

東京都交通局資産運用部長

談合情報に係る契約	契約件名・番号			
	業 種			
	指名委員会	年 月 日		
	指名年月日	年 月 日		
	入札(予定)日	年 月 日	時 分	
	契約(予定)日	年 月 日	時 分	
	指名業者名	1	6	
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
談合情報の内容等	情報入手年月日	年 月 日 時 分		
	情報提供者	1 報道機関 2 実名 3 匿名 5 その他()		
	情報手段	1 文書 2 ファクシミリ 3 電話 4 面接 5 その他()		
	情報内容			
	委員会の判定	調査の必要性 1 あり 2 なし		
	事情聴取結果			
	委員会の判定	入札執行前	1 入札執行	2 入札執行取り止め
		入札後(契約締結前)	1 契約締結	2 契約締結取り止め
		契約締結後	1 契約解除	2 契約継続
	公取への連絡日	年 月 日(連絡方法)		
警察署への連絡日	年 月 日(連絡方法)			
事務担当者名・電話				